

はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2021.5

相模原法人会広報誌

No.231 隔月刊



INDEX

会活..... 2

法人会を支えるひと..... 3

有限会社細谷達司商店
代表取締役社長 細谷和久さん

ハイライト

令和3年度税制改正に関する提言の実現事項..... 4
令和3年度事業計画案及び予算案承認..... 11

活動フラッシュ..... 13

令和3年2月～4月

税務署からのお知らせ..... 14

消費貸借契約書に係る印紙税の
非課税措置について

はやぶさ花子の食べある記..... 16

みやび亭 八百辰

相模原法人会からのお知らせ..... 18

タオル寄贈・使用済切手の
ご協力ありがとうございました。

新会員紹介 令和3年2月・3月

読者プレゼント..... 19

ランチ無料券
提供:みやび亭 八百辰

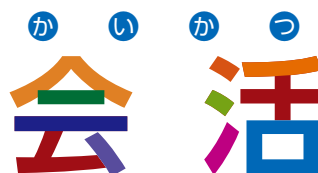
[表紙] 相模原の風景

『道祖神』

公園のバス停前にある道祖神。疫病や悪霊を防ぐ神ですが、のちに縁結びや旅行安全の神として崇められています。

女神に紅をさしたのは、誰でしょうか？
微笑ましいですね。

撮影地／緑区津久井湖花の苑地／松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

事業のお問い合わせは相模原法人会事務局042-755-3027まで



7日(金)	生活習慣病健診	【ホテルラポール千寿閣】
10日(月)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
11日(火)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
12日(水)	新設法人説明会	【相模原法人会館】
13日(木)	租税教室	【星が丘小学校】
27日(木)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
28日(金)	★法律相談	【相模原法人会館】



7日(月)	★源泉所得税研修会(令和3年度税制改正のあらまし)	【相模原法人会館】
17日(木)	第9回通常総会	【相模原市立産業会館】
22日(火)	税務相談	【相模原法人会館】
22日(火)	決算法人説明会	【相模原法人会館】
28日(月)	県連通常総会・功労者表彰式	【横浜ベイホテル東急】
29日(火)	★スタンドグラス講習会	【相模原法人会館】

※会場の密閉・密集・密接を回避、手指消毒の実施、マスクの着用等、感染予防対策を十分に講じて開催します。

※延期または中止になる場合がございますので、最新情報はHPをご確認下さい。

法人会を支える

ひと

人づきあいは「アメフト精神」

●大野中第一地区

有限会社細谷達司商店

ほそや かずひさ

代表取締役社長 細谷 和久さん

細谷達可商店は、燃料や住設機器の販売・リフォームを手がけるガス部と酒・米穀を扱う外商部、ファミリーマートを経営するコンビニ部の3部門をメインに、幅広く事業を展開する会社です。

代表取締役社長の細谷和久さんは、「一人は皆のために。皆は一人のために」というフットボール精神が大好きで高校の部活に加え、社会人チームで40歳までアメリカンフットボール選手として活躍していました。

大学では学生生活を謳歌している中、父親が市議会議員に当選し、急遽家業を継ぐ者が必要になりました。当時高校3年生だった妹が、兄には学業を続けてもらいたいと自分の就職の内定を辞退しようとしています。妹にそこまでさせられないと思った和久さんは自分が家業を継承。仕事と学業を両立させ働きながら大学卒業を果たしました。

現在、弟、妹の夫と共に事業を展開。和久さんは代表を務める一方、ガスを扱う部署を担当していますが、様々なお問合わせや、相談事があるそうです。

ある時、遠方からガス製品の処分に困って、来店されたお客様がいました。細谷さんに頼めば何とかしてくれると、人づてに聞いたそうです。また、鍵が壊れたけど鍵屋さんがわか

ならない…というSOSの連絡もありました。鍵屋さんを探して一緒に訪問したそうです。

「細谷さんは『街の110番』だと言ってくれる人もいます。できないこともあるけど、頼られたら何とかできる限りのことはしてあげたいです。お客さん第一ですからね。それが今に繋がっているんじゃないかなって思います。地域密着ということを大切にしています」と、有言実行。地域の事を思い消防団に入って活躍もしています。

法人会では青年部会で11代部会長を務めました。「やはり異業種交流はいいですね。いろいろな人がいて、悩みなども話しながら一緒に飲んだり、人の温かみを感じられます。違う視点からの考えも聞けて、なるほどなあって、とても参考になります」と、ご本人曰く最初から法人会の活動にのめりこんでいったそうです。

中学生と小学生、3人のお子さんとの時間を大切にできる良き父親でもある和久さん。

「趣味はゴルフですが、子どもの成長が楽しみなので、日曜祭日は家にいます。妻も両親も元気でいてくれるからありがたい。家庭があるから頑張れます」と優しい笑顔で話してくれました。



令和3年度 税制改正法案可決、 法人会の改正要望実現へ

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

Chapter 1 法人課税

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

法人会の提言

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

実現された改正内容

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%(本則19%)の適用期限が2年間延長されます。

【中小企業者等の法人税の本則税率と軽減税率】

対 象	本則税率		特例の税率
	年800万円超の所得金額	23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用時期 令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

法人会の提言

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

実現された改正内容

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象となる指定事業に以下の事業を追加
 - イ 不動産業
 - ロ 物品賃貸業
 - ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)
- ② 対象となる法人に商店街振興組合を追加
- ③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。

なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもって廃止されます。

適用時期 令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

法人会の提言

「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

実現された改正内容

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下は7%)の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備(仮称)を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期 令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

【中小企業における所得拡大促進税制の見直し】

	現 行	改正案
要 件	①雇用者給与等支給額(*1):対前年度を上回ること ②継続雇用者給与等支給額(*2):対前年度増加率1.5%以上	・雇用者給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上
税額控除	・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(合計25%) ・税額控除額は法人税額の20%を限度	・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(合計25%) ・税額控除額は法人税額の20%を限度

*1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

*2 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者(法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のもの)に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。

適用時期 令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業の特有のリスク(簿外債務、偶発債務等)に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合(取得価額が10億円以下の場合に限ります)において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額について損金算入を認める措置が講じられます。

なお、この準備金は、5年間の据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。

適用時期 中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に同法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業が他の法人の株式等を取得した場合に適用されます。

(6) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた計画に事業継続力強化設備等として記載された一定の防災・減災設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。

改正案では、頻発する災害に備えた対応力の強化に向けた設備投資を後押しするため、計画の認定期限を設けるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われます。

【対象資産の見直し】

対象に加えられた資産	対象から除外される資産
<input type="checkbox"/> 架台(対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る)及び無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ <input type="checkbox"/> 資本的支出により取得等をする資産	<input type="checkbox"/> 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター <input type="checkbox"/> 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの

(注) 令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率については18%(現行:20%)に引き下げられます。

適用時期 令和5年3月31日までに計画の認定を受け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

(7) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画(仮称)に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、以下の税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

【DX投資促進税制の概要】

対象設備	税額控除	又は	特別償却
ソフトウェア 繰延資産 機械装置 器具備品	3%		30%
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 他社とのデータ 連携に係るものは5% </div>		

※ 設備投資総額の上限:300億円
 設備投資総額の下限:売上高比0.1%以上
 税額控除の上限は、カーボンニュートラルに向けた税制措置と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期 産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、対象設備の取得等をした場合に適用されます。

(8) 研究開発税制の見直し及び延長

① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%(現行:25%)まで引き上げられます。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限が2%(現行:6%)に引き下げられます。

② 試験研究費の定義の見直し

研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費が追加されます。

適用時期 ①の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。
 ②の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

(9)賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます。

また、事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乘せされま

適用時期 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

(10)繰越欠損金の控除上限の特例の創設(大企業向け)

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の控除限度額を最大100%(現行:所得金額の50%)とする特例が創設されます。

なお、中小企業等における繰越欠損金の控除限度額(100%控除)に変更はありません。

適用時期 令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

(11)自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に対する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

適用時期 令和3年4月1日以後に譲渡した対象株式会社に係る譲渡損益課税について適用されます。

(12)カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、産業競争力強化法を改正し、同法に定める中長期環境適応計画(仮称)に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や、②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除(10%・5%)又は特別償却(50%)ができる措置が創設されます。

※税額控除の上限は、DX投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期 産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、同法の中長期環境適応生産性向上設備(仮称)等の取得等をした場合に適用されます。

Chapter2 所得税

(1) 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

【退職所得課税の見直し(2分の1課税の適用関係)】

勤続年数	従業員		役員等
	退職所得控除後の残額		—
	300万円以下の部分	300万円超の部分	
5年以下	適用あり	(現行)適用あり (改正案)適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

適用時期 令和4年分以後の所得税に適用されます。

(2) 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除については、控除期間13年間の特例の適用期限を1年間延長し、一定期間(新築は令和2年10月～令和3年9月末、それ以外は令和2年12月～令和3年11月末)に契約し、かつ、令和4年末までの入居者が適用対象とされます。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40㎡以上(原則:合計所得金額3,000万円以下、床面積50㎡以上)の住宅も対象となるよう見直されます。

適用時期 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

Chapter3 資産課税

(1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でないときでも、同制度の適用を受けることができるようになります。

- ① 被相続人が70歳未満(現行:60歳未満)で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

適用時期 令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が2年間延長されます。

① 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

贈与者死亡時の残高(現行:死亡前3年以内の贈与に係る残高)を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算(受贈者が、23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます)するように見直されます。

また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するように見直されます。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するように見直されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げられます。

適用時期 令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。
ただし、①、②の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、②の受贈者の年齢要件は、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

(3) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

① 住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額(1,500万円・1,000万円)と同額に据え置かれます。

【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額】

	現行	改正案
消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円

(注) 上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額です。一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、表の非課税限度額からそれぞれ500万円減の額となります。

② 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、住宅用家屋の床面積要件の下限が40㎡以上(現行:所得要件2,000万円以下、床面積要件の下限50㎡以上)に引き下げられます。

適用時期 令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

Chapter4 その他

(1) 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き

法人会の提言

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。

実現された改正内容

令和3年度は3年に1度の固定資産評価替えの年に当たりますが、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されます。その上で、令和3年度に限り、税額が増加する宅地等(負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満に限る)及び農地(負担水準が100%未満に限る)については、令和2年度の課税標準額と同額とされます。

※負担水準とは、「前年度の課税標準額÷今年度の評価額×100」で算出された割合(%)をいいます。

適用時期 現行の負担調整措置は、令和5年度まで延長されます。

(2) 国税関係書類における押印義務の見直し

納税環境のデジタル化を推進する観点から、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務が廃止されます。

ただし、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている国税関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

【国税関係書類における押印義務の見直し】

	国税関係書類	押印
原則	全般(確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書など)	不要
例外	担保提供関係書類(不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書など)	必要
	遺産分割協議書(相続税・贈与税の特例における添付書類など)	

(注) 上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

適用時期 令和3年4月1日以後に提出する国税関係書類について適用されます。

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会の提言

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

実現された改正内容

新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

(4) 少子化対策

法人会の提言

少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

実現された改正内容

子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

令和3年度

事業計画案及び予算案承認

令和3年3月24日の理事会において、当会の令和3年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

令和3年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を66.6%の比率としています。

以下、令和3年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

令和3年度事業計画(抄)

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会 (公益目的事業1-1)
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 税務研修会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 租税教室の実施 (公益目的事業1-2)
- (2) 租税教育用「税金体操」の推進
- (3) 地域イベント参加による税金クイズ等
- (4) 税に関する絵はがきコンクール

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (5) 全国青年の集い
- (6) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(公益目的事業2)

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー
(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム (公益目的事業3)
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 女性部会絵手紙作成並びに送付及びタオル収集並びに寄贈
- (4) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (5) チャリティイベント(本部・支部)
- (6) 地域イベントへ参加(支部)
- (7) 地域美化運動
- (8) 中学生職場体験支援事業
- (9) 一般社団法人神奈川県法人会連合会森林再生事業
- (10) 防犯カメラ設置促進事業
- (11) その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及推進
 - ① 経営者大型保障制度の普及推進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進

- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 成人病検診
- (4) 葬儀等サービス
- (5) 貸倒保障制度普及促進
- (6) 貸会議室の利用推進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

令和3年度 正味財産増減計算書(抄)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科 目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合 計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 特定資産運用益	0	5,070,120	0	20,000	5,090,120
2. 受取会費	16,975,355	0	10,178,890	8,461,755	35,616,000
3. 事業収益	819,505	900,000	0	0	1,719,505
4. 受取補助金	21,400,800	0	520,980	1,127,750	23,049,530
5. 受取負担金	0	0	0	0	0
6. 受取寄付金	470,000	0	0	0	470,000
7. 雑収益	900,000	0	0	250,400	1,150,400
経常収益計	40,565,660	5,970,120	10,699,870	9,859,905	67,095,555
(ii) 経常費用					
1. 事業費	43,443,160	3,249,770	10,997,370		57,690,300
2. 管理費				7,477,357	7,477,357
経常費用計	43,443,160	3,249,770	10,997,370	7,477,357	65,167,657
当期経常増減額	△ 2,877,500	2,720,350	△ 297,500	2,382,548	1,927,898
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,849,570	△ 1,099,570	100,000	△ 850,000	0
税引前当期一般正味財産増減額					1,927,898
法人税、住民税及び事業税	0	400,000	0	0	400,000
当期一般正味財産増減額					1,527,898
一般正味財産期首残高					254,024,311
一般正味財産期末残高					255,552,209

活動フラッシュ

2021年2月▷4月

駅の花植え 2/27(土)

上溝支部



内容／花植え
場所／JR相模線 原当麻駅

使用済切手寄贈 3/24(水)

女性部会



内容／皆様よりお寄せいただきました使用済切手を相模原ボランティア協会へ寄贈

地域美化運動の実施 3/25(木)

中央北支部



内容／中央北支部地域のゴミ拾いを実施しました。

講演会 3/16(火)

青年部会



テーマ／ゴルゴ松本命の授業
講師／お笑いコンビTIM、ゴルゴ松本 氏
場所／相模女子大学グリーンホール 大ホール

源泉所得税研修会 4/12(月)

税制委員会



内容／給与所得の源泉徴収(初めて経理に携わる方向け)
講師／相模原税務署 源泉担当官
場所／相模原法人会館3階

報告会 4/16(金)

女性部会



内容／令和2年度事業報告会及び決算報告 令和3年度事業計画及び予算
場所／相模原法人会館3階

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

一定の金銭の貸付けに係る
のうち、 31 作成されるもの
について、 となります。



に際して作成される

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

道場六三郎

八百辰

みやび亭



日替り肉肉丼 1,100円(税込)



日替りセット 1,100円(税込)



八百辰豆腐



道場六三郎の弟子が創る食の芸術 みやび亭八百辰

津久井地区



道場六三郎さんの直筆

花 国道413号線沿いにある本格和食の老舗、みやび亭八百辰を訪ねました。料理の鉄人「道場六三郎」による揮毫の暖簾をくぐると、床の敷石、赤と黒のモダンな色使いのカウンター席など、和空間が演出されています。料理長の本田雅史さん、母で女将の公江さん、妻で若女将の里美さんに話を伺いました。

女将 私の祖父が大正7年に、緑区中野の旧道沿いに八百辰という店を出して商売を始めました。魚屋と八百屋の他、仕出し屋も兼ねて祝言の料理を作り大八車に乗せて配達もしていました。名

前が辰五郎なので店名を八百辰としました。昭和35年に寿司も始め、4年後、東京オリンピックの年にこのバイパス道路ができ、引っ越してきて以来、ここで営業しています。17年前に息子が修行から戻ってきたのを機に改装して、店名に息子の名を入れてみやび亭八百辰としました。

花 店名といい、店内空間の演出といい、歴史も新しさも大切にしていっているんですね。大きなお店ですが、ご家族で経営をされているのですか？

女将 コロナの影響で以前とは変わりが

した。今は、寿司は社長で夫の利勝が、和食は料理長の雅史がそれぞれ一人で作っています。

花 料理長は、著名な料理人、道場六三郎さんのお弟子さんなのですか？

料理長 はい。道場六三郎さんへお手紙を出したことがきっかけで弟子となり、道場六三郎さんのお店でお世話になることができました。修行は痩せてしまうほど厳しいものでしたが、徐々に認めていただき成し遂げることができました。

若女将 道場さんは私たちが結婚する時、お仲人さんをしてくださいました。暖簾



あおいコース(料理6品)3,850円(税込) ※飲み物は含まれません
※1階テーブル席のご注文のみとさせていただきます



伝統と新しさが調和する和空間 HPには店内ストリートビューもあるので各室を確認できる



エレベーターで上げられる2階には様々な人数に対応できる座敷

の文字も書いてくださいました。律儀な御方で、喜寿や出産時など、何かしらの節目にご挨拶に伺ったり、お手紙をしたためると、お礼の電話をかけてきてくださいます。

花 師の教えは一言では難しいかもしれませんが、今も守り抜いていることはありますか？

料理長 一つは出汁の取り方です。基本中の基本ですね。

花 そのほかに料理へのこだわりをお聞かせください。

料理長 シャリは薪で焚いていますのでツヤとふくらとした炊き加減が売りです。津久井の新鮮野菜を使い、魚は豊洲まで足を運んで厳選して仕入れていきます。細かい部分にも目を配って手を加えていくというのは理念として思っています。昔ながらの大切な部分を守る、だけど昔だけの考え方ではなく、時代と共に新しい風も吹かせたいです。

花 新鮮素材で、こだわりの料理を早速いただきたいと思えます。

料理長 本日の日替わりセットからハチビキのから揚げとサバごはん、日替わり肉肉井からローストビーフ丼をどうぞ。

花 いただきます！

から揚げはサクサクに揚がった衣に良質な身の舌ざわりが最高です。ローストビーフ丼はとろけるようなやわらかいお肉と特製ソースの相性が抜群で箸が止まりません。

料理長 日替わりメニューの一つでご提供しています。お客様の様々な嗜好に応えられるよう、バリエーションを揃えています。毎日ローストビーフ丼を召し上がってくださる常連のお客様もいらっしゃいます。他にも津久井の在来大豆

を使用したオリジナルの八百辰豆腐も人気です。

花 お豆腐はとても濃厚で上質なチーズの様でとても美味しいです。

料理長 出汁や生クリームを加えて甘みを出しています。豆腐を目当てに来るお客様もいらっしゃいます。

花 お手頃価格で高級料亭の味が堪能でき、有り難いです。ところで地域とのかかわりで何か続けていらっしゃる事などはありますか？

若女将 続けていることといえば、昔から年末に湯のみを、夏にうちわをつくってお客様にお配りしています。

湯のみとうちわを楽しみに、その時期に来てくださるお客様もいらっしゃいます。その他に今はコロナで休止ですが、地域のお祭りの際、子ども神輿が練り歩く時には巻き寿司を振る舞っています。

花 それは、お子さんたち、楽しみでしようね。

若女将 『ここへ来るとお寿司だ!』って喜んでくれています。

花 顧客サービスの品も、毎年デザインが変わってお店の百年余の歩みを物語っているのですね。今後の抱負はありますか？

若女将 飲食部門の独立から60年が経ち、地域には新しい住民の方も増えています。今は無理ですがコロナが落ち着いたら、この店がこれだけ続けてるって事を、世間の皆様に感謝してお知らせしていきたいと思ってるんです。60周年をどういう形でお客様に還元していくか考えています。

若女将 新しい看板メニューを開発し、情報発信が速くできるSNSを活用して、宣伝にも力を入れていきたいと思っています。

料理長 豊かな自然に囲まれた津久井で、銀座高級料亭の味を堪能していただけるよう、道場六三郎師匠の元で10年間修業を積んだ腕を振るい、本格和食をご提供していきます。

花 何度でも足を運びたいくなる逸品でした。ありがとうございました。



● 相模原市緑区中野977-1
● TEL.042-784-1835
● 営業時間 平日・土曜日 11:00~14:00/17:00~22:00(ラストオーダー 21:30)
日曜日・祝日 11:00~21:30
水曜定休(予約状況による) ● 駐車場あり(20台)
<http://www.miyabitei-yaotats.u.com>

* 相模原法人会からのお知らせ *

タオル寄贈・使用済み切手のご協力ありがとうございました。

皆さまからご協力いただきました使用済み切手は、女性部会から相模原ボランティア協会（あじさい会館内）へ寄贈いたしました。使用済み切手は換金されボランティア活動（ハンディキャブ号の運行等）に使用されるとのことです。

タオル類につきましては、相模原市内の老人介護施設へ寄贈の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為令和2年度は見送り、令和3年度に予定しております。

多くの方よりたくさんの寄贈をいただき誠にありがとうございます。あたたかいお気持ちに心から御礼申し上げます。

この活動は引き続き実施させていただきますので、今後ともご協力をお願いします。



タオル収集ご協力者(順不同)

(有)石原組
(株)アラフラ

イケダエンジニアリング(株)
(株)セレモア相模原本社

(有)苅辺商店
(株)宮本住宅総合サービス

切手収集ご協力者(順不同)

真田石油販売(株)
菊屋浦上商事(株)
(株)金子畜産
千寿産業(株)

三和紙業(株)
(株)小山商会
(有)石原組
(株)アラフラ

フジシュータイル
(株)セレモア相模原本社
(株)櫻内工務店
(有)吉原バレエ学園

(有)延島製作所
関東商事(株)
(有)エドワードミー
スジャパン(株)

(株)甲斐工務店
(有)苅辺商店
(資)中村朝吉建設
(株)笹野ピアノ調律所

新会員紹介

令和3年2月・3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 坂本組	機械器具設置工事業	坂本 誠	相模原市中央区小町通2-8-12	小山清新
AGCマテックス 株式会社	製造業	森 修平	相模原市中央区宮下1-2-27	小山清新
有限会社 大相エムエイティ	大工工事業(建設業)	畑谷 太貴	相模原市南区麻溝台3506	麻溝台
株式会社 オピニオン	道路貨物運送業	多田 実	町田市小山町179山口ビル2F	賛助会員
日本テクノエンジ 株式会社	設備工事業	馬本 伸行	新宿区西新宿1-25-1	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料

◎会員会社でのご利用……………会員料金

◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,500部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者
プレゼント

食べある記で紹介された

「みやび亭八百辰」

で使えるランチ無料券

ペアで5組様にプレゼント!

応募締切り令和3年6月30日(水)

※本券1枚で2名までご利用いただけます。

※ランチメニュー(日替わりセット、日替わり肉肉丼、丼セット、めんセット)
の中から1人1品お選びいただけます。

※ランチタイム11:30~14:00

※本券は1回限りの使用とさせていただきます。

今すぐハガキかFAXで!

右記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局まで
Faxまたはハガキでお申込みください。



- ①希望商品名:「ランチ無料券」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

青年部会員 募集

Member recruitment

お待ちしております!

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員
の方で 50歳 以下の経営者、
またはそれに準ずる方



青年部会経営研修会



おもしろカレッジ



租税教室

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027

新しい仲間たち



ふりがな
氏名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



いづか ゆう
飯塚 侑

①飯塚塗研株式会社
②建設業
③橋本支部
④自分が正しいと信じることをする
⑤先輩のご縁から入会させていただきました。
相模原を中心に塗装・防水・建築
関係のお仕事をさせていただいて
おります。
まだまだ若輩者ですが、これから
よろしくお願いたします!



さくち つよし
作地 剛

①株式会社SUPLEX
②デザイン総合業務
③相模原矢部地区
④一日一生
⑤ウェア、web、看板、ロゴ等、
様々なデザインの制作や施工を
業種問わず承っております。宜
しくお願致します。



なかまる たけし
中丸 剛

①中丸剛社会保険労務士事務所
②社会保険労務士
③賛助会員
④小賢は山陰に通し、大賢は市井に通ず
⑤2014年から相模大野で社会保険労
務士を営んでおります。
事務手続きや社内ルールの構築はもち
ろん、人口減少やAI、デジタル化の普
及による、変わりつつある労働環境の
整備をお手伝いします。
どうぞ宜しくお願いたします。



まるやま しずよ
丸山 静世

①行政書士 さがみ総合事務所
②行政書士
③賛助会員
④百里を行く者は九十を半ばとす
⑤「税に関する事を知りたい。」と思ったの
が入会のきっかけです。入会后、皆様の
ユーモア溢れる様子を拝見し、今後一緒
に活動させていただく事が楽しみになり
ました。業務は、各種許可申請、外国
人関連、交通事故等を扱っております。
どうぞよろしくお願いたします。